

「市民が公益活動に取り組むための指針（素案）」に関するパブリックコメント（意見公募）結果について

1. パブリックコメント等の概要

1 実施状況

（1）意見募集期間（パブリックコメント期間）

平成19年8月17日～平成19年9月17日

（2）意見提出状況

提出者数 2人

提出件数 7件

意見の内容

- ・指針全般に対する意見 2件
- ・個別内容に対する意見 3件
- ・その他の意見 2件

2 パブリックコメントで寄せられた提出意見への対応

- | | |
|-------------------------------|----|
| （1）意見を踏まえ、指針を修正・追加補足するもの | 1件 |
| （2）意見の趣旨等が既に指針(素案)に盛り込まれているもの | 2件 |
| （3）市としての考えを説明し、ご理解いただくもの | 3件 |
| （4）今後、参考とさせていただくもの | 1件 |

3 公表方法

熊本市ホームページ掲載

市民協働推進課、市政情報プラザ、総合支所、市民センター

保健福祉センター、五福まちづくり交流センター、健軍文化ホール

市民サービスコーナー（産業文化会館内）、市民活動支援センター（産業文化会館内）、地域コミュニティセンターでの縦覧

２．パブリックコメントに対する本市の考え方

●素案全体に対して出された意見

考え方・方向性も共感でき、拡大し円滑に機能すれば、すばらしい街づくりに繋がるものと考えます。ただ、構成上の問題と思いますが、個人がどのような意識を持つべきか、そしてどのような形で参加できるものかをもっと前面に出し、「個人が主役」のカラーを強めても良いのではないのでしょうか。

（本市の考え方） 提出提案への対応（３）

公益活動にとって、「個人」による自発的な活動が重要であることは、十分認識しておりますが、「市民活動団体」の目的や活動の意義等を市民の皆さんや他の団体の方々に理解してもらうことも重要であるため、今回のような構成にしております。

サブタイトル「市民が公益活動に取り組むための指針」は、間違っている。

まだ、条例（「自治基本条例」或いは「市民参画条例」）が制定されていない中であって、そもそも、自治体で多用されている（指導）指針や（指導）要綱同様に、市民を行政の都合の良ように導こうという感じを受けるタイトルである点。

・一般論的には、指針、要綱とは、

その指針なり要綱の法的裏付けの有無によって違うが、

イ．「（指導）指針」は、自治体の目標、県自治体が目指す方向性を列挙したもの、或いは（事業者等が）法律、条例を満たすための要件を列挙したもの

ロ．「（指導）要綱」は、自治体が（指導）指針を遂行するための具体的施策を列挙したものの、或いは、（事業者等が）法律、条例などを満たすための手順を記載したものであり、条例に基づいて指針（要綱）が決められている場合でも、条例で罰則が規定されていないければ、明確な条例違反であっても実質的には努力義務であり、自治体としては遵守してほしい、あくまでもお願いベースであるはずのものであり、パブコメとなっている素案のサブタイトル「市民が公益活動に取り組むための指針」は明らかに間違っている。

対象によって異なるが、今回のパブコメの呼びかけ文中段の「市民の自主的な公益活動は重要な役割を担っていく」を直に受ければ、

a．市民及び行政職員共に対象とするものならば、「市民公益活動案内」、或いは、公募市民による検討委員会でのタイトル「市民公益活動推進のための基本指針」の方が適当だ。

b．市民対象のものであり、どうしても「市民が・・・」と記したいのならば、「市民が公益活動に取り組むときの手引き」とすべきだ。

（本市の考え方） 提出提案への対応（３）

本指針は、市民の皆さんが自主的に公益活動に参加される場合や、現在活動されている市民活動団体の皆さんが、更に活動の活性化を図ろうとお考えの際にご利用いただくために、市民向けの指針として作成したものです。

また、ここで用いております「指針」の意味は、「参考となる基本的な方針、手引き、ガイドライン」といった一般的な意味です。

● 「 市民公益活動を始める 」 に対して出された意見

個人で参加する場合、その方法について個人・団体（法人）・行政との関連を含め、活動事例を基に図解するなど、子供でもイメージできるような記載を盛り込んではいかがでしょうか。

（本市の考え方） 提出提案への対応（４）

個人の方が公益活動に参加する方法等につきましては、平成２０年度に作成します活動事例集の中で、現在、活動を行っている方々の参加したきっかけを紹介するのと併せまして、写真や図解等を用いてより分かりやすく記載したいと考えております。

● 「 - 2 市民活動団体と行政の関係について 」 に対し出された意見

本素案のもとである「公募市民参加による検討委員会案」の検討委員会で熱心に議論された大事な部分が欠落している。（私は「市民参加による検討委員会」を全て傍聴）
市民検討委員会素案の

- 2 市民活動団体と行政の関係

（２）協働を行う際に行政に求めることは？（の項の下段）

「併せて、市民の一員である職員が、気楽に活動に参加しやすい工夫が必要です。」

この部分こそが、行政と市民との協働で非常に大事な部分だと私も認識しています。

穿った見方をすれば、ここを省いたところに、最初のタイトルの指摘同様、市民を下請け的に扱おうとする意図が見え隠れしてきます。

（本市の考え方） 提出提案への対応（２）

ご指摘の文面の趣旨については、「 - 3 活動者の広がり与人材の育成」の「（２）職員の理解と参加の促進」の中に記載しております。

- 【参考 1】協働に関する基本的事項

「1 協働の領域」の概念図については活動の具体例を示し解説してみてもいかがでしょうか。

（本市の考え方） 提出提案への対応（1）

【参考 1】の「3 協働の 6 つの形態」で紹介しております形態を、概念図のそれぞれの領域ごとに書き加えます。

- その他の意見

最終案は、当然公募市民参加の検討委員会の承認を得る必要があります。
末尾に名を連ねている参加者には、最終案承認の手続きに参加し、承認の有無の判断が求められている筈です。真の市民協働は、そんなプロセスを経てこそ手本となるのではないのでしょうか。

（本市の考え方） 提出提案への対応（3）

今回の素案は、検討委員会からの答申を受け、行政で検討し策定したものであり、検討委員会の承認の必要はないと考えております。

なお、検討の結果については、検討委員会の皆さんには適宜ご報告や説明しております。

本指針が市民向けだとしたら、さらに「市民が公益活動に取り組むのに対応しやすくするための指針（行政職版）」をつくり、合わせて市民に公開すべきです。

（本市の考え方） 提出提案への対応（2）

市民の皆さんが公益活動に取り組む場合、その活動を推進していくための行政としての役割や対応方針については、「活動推進への取り組み」に記載しております。